

島原税務署からのお知らせ

平成29年分の申告期限と納期限

●所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(木)

●個人事業者の消費税および地方消費税
4月2日(月)

島原税務署では、確定申告会場を 2月16日(金)から開設します。

※2月15日までは限られた人員で対応していますので、大変お待たせする場合があります。

※土・日・祝日は休みです。

【受付時間】午前9時～午後4時

※受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、早めにご来場ください。

※相談会場は毎年大変混雑します。申告書を書面で提出される人は郵送でお早めをお願いします。

※平成28年分以降の申告には、申告者ご本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載と申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

■確定申告で分からないことは、税務署または各申告受付会場で記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備しておいでください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

■復興特別所得税の記載もれにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

問 税 務 課 ☎73-6642

島原税務署 ☎0957-62-3281

(島原税務署は自動音声でご案内します。)

●確定申告に関するお問い合わせは「0」

●国税に関する一般的なご相談は「1」

●税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」

インターネットでの 確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

■e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
月曜日～金曜日 9:00～17:00

■マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

申告書の提出には マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(金)～3月15日(木)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

10・11ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

市県民税の申告が必要な人

原則として、平成30年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①から③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険料軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要です。収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

①税務署へ確定申告をした人

②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。



申告に必要なもの

- ①印かん(シャチハタ以外)
- ②源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- ③収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- ④控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書
- ⑤寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- ⑥金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)

⑦申告書にマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類の写しの添付が必要になります。

⑧医療費控除を受ける場合は、今年の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。